

松山市長 野 志 克 仁

松山市終活情報登録事業実施要綱をここに公布する。

記

松山市終活情報登録事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、病気、事故等により意思表示ができなくなったとき又は死亡したときに備え、あらかじめ市に登録した終活情報（人生の終末期を迎えるに当たり、自分らしいより良い最期を迎えるため生前に行う取組みに関連する情報及び緊急時の連絡先等に関する情報をいう。以下同じ。）を、市が関係機関又は本人が登録した者の求めに応じて開示等を行うことによって、本人の意思の実現及び本人が将来に向けて前向きに安心して生活できるようにすることを図る終活情報登録事業について、必要な事項を定めるものとする。

(登録対象者等)

第 2 条 終活情報の登録の対象となる者（以下「登録対象者」という。）は、本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

2 第 4 条の規定により登録対象者の終活情報の登録を申請できる者は、登録対象者本人とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者が登録対象者の終活情報の登録を申請できるものとする。

- (1) 登録対象者が未成年の場合 登録対象者の法定代理人
- (2) 登録対象者に成年後見人がいる場合 登録対象者の成年後見人
- (3) 登録対象者に成年後見人がおらず、かつ、登録対象者が認知症等の疾病等により意思表示が困難な状況にある場合 登録対象者の親族（民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 7 2 5 条に規定する親族をいう。以下同じ。）

(登録対象情報)

第 3 条 市に登録できる登録対象者の終活情報は、次に掲げる情報とする。ただし、前条第 2 項各号に定める者が次条の規定により登録対象者の終活情報の登録を申請しようと

するときは、第5号、第6号、第10号及び第11号に掲げる情報は、登録できないものとする。

- (1) 本人の住所、氏名、電話番号、生年月日、血液型及び本籍地
 - (2) 緊急連絡先兼情報開示者（緊急時に登録対象者の緊急時の連絡先となる者であって、市に登録された終活情報の開示を請求できるものをいう。以下同じ。）に関する情報
 - (3) かかりつけ医、アレルギー、既往症等に関する情報
 - (4) エンディングノート（終活情報及び終末期における自らの意思を記録するための冊子をいう。）の保管場所に関する情報
 - (5) 終末期の医療に係る意思表示に関する情報
 - (6) 臓器の提供に係る意思表示に関する情報
 - (7) 献体に係る意思表示及び当該意思表示をした研究機関等に関する情報
 - (8) 葬儀に係る契約その他の生前契約に関する情報
 - (9) 墓、納骨堂等の所在地に関する情報
 - (10) 遺言書の保管場所等に関する情報
 - (11) その他自由登録事項
- （登録の申請）

第4条 登録対象者又は第2条第2項各号に定める者は、登録対象者の終活情報を市に登録しようとするときは、松山市終活情報登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の本人確認書類の写し
- (2) 申請者が第2条第2項各号に定める者であるときは、戸籍全部事項証明書、登記事項証明書その他の申請者が登録対象者の法定代理人、成年後見人又は親族であることが確認できる書類
- (3) 緊急連絡先兼情報開示者に係る情報の登録を申請するときは、緊急連絡先登録同意書（様式第2号）

2 前項の規定にかかわらず、市長が住民基本台帳の状況について調査することにより申請者が登録対象者の法定代理人又は親族であることが確認できるときは、同項第2号に掲げる書類の提出は、省略できるものとする。

（登録証等の交付）

第5条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、当該申請書に記載された情

報を登録するとともに、申請者に対して、松山市終活情報登録証（様式第3号）及び松山市終活情報登録カード（様式第4号）（以下これらを「登録証等」という。）を交付する。

（登録情報の共有）

第6条 市長は、前条の規定により登録した終活情報（以下「登録情報」という。）のうち第3条第1号から第3号までに掲げるものを、速やかに松山市消防局に共有するものとする。

（登録情報の開示）

第7条 登録情報の開示を請求することができる場合、開示の対象となる登録情報及び開示を請求することができる者は、次の表のとおりとする。

開示を請求することができる場合	開示の対象となる登録情報	開示を請求することができる者
1 登録対象者が意思表示できない状態となった場合	第3条第1号から第8号までに掲げる登録情報	警察機関、消防機関、医療機関、福祉事務所又は緊急連絡先兼情報開示者
	第3条第11号に掲げる登録情報	緊急連絡先兼情報開示者のうち申請者が第3条第11号に掲げる登録情報の開示を請求できる者として指定したもの
2 登録対象者が死亡した場合	第3条第1号から第8号までに掲げる登録情報	警察機関、消防機関、医療機関、福祉事務所又は緊急連絡先兼情報開示者
	第3条第9号に掲げる登録情報	緊急連絡先兼情報開示者のうち申請者が第3条第9号に掲げる登録情報の開示を請求できる者として指定したもの
	第3条第10号に掲げる登録情報	緊急連絡先兼情報開示者のうち申請者が第3条第10号に掲げる登録情報の開示を請求できる者として指定したもの又は緊急連絡先兼情報開示者以外の者であって同号に掲げる登録情報の開示を請求できる者として指定したもの
	第3条第11号に掲げる登録情報	緊急連絡先兼情報開示者のうち申請者が第3条第11号に掲げる登録情報の開示を請求できる者として指定したもの
3 市長が登録対象者の生命、身体又は財産の保護のために必要と認める場合	第3条第1号及び第2号に掲げる登録情報	警察機関、消防機関、医療機関、福祉事務所又は緊急連絡先兼情報開示者

2 市長は、前項の規定により登録情報を開示するときは、当該開示を請求した者の身分を適切に確認した上で、開示しなければならない。

(登録情報の変更等)

第8条 申請者は、登録情報に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、速やかに松山市終活情報登録（変更・廃止）届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による登録情報の変更又は登録の廃止の手続については、前項に定めるほか、第4条の規定を準用する。

3 市長は、第1項の規定による登録情報の変更の届出によって、交付済みの登録証等の内容に変更が生じたときは、当該交付済みの登録証等を回収するとともに申請者に内容を変更した登録証等を新たに交付する。

(登録の廃止)

第9条 市長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、登録情報の登録を廃止するものとする。

(1) 登録対象者が市外に転出した日又は死亡した日から、5年を経過した日が属する年度の末日を経過したとき。

(2) 前条第1項の規定による登録の廃止に係る同項の届出書の提出があったとき。

(3) 不正の手段により登録し、又は登録した内容等に虚偽があったとき。

2 市長は、前項第2号の規定により登録を廃止したときは、松山市終活情報登録廃止決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、終活情報登録事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年8月3日から施行する。

松山市終活情報登録申請書

年 月 日

（宛先）松山市長

- 私は、以下の内容全てに同意し、登録対象者の終活情報の登録を希望します。
- ① 警察機関、消防機関、医療機関、福祉事務所又は緊急連絡先兼情報開示者から、登録対象者（本人）が病気、事故等により意思表示ができなくなった又は死亡したことにより登録情報の開示の請求があったときは、市に登録した終活情報を、市が開示すること。
 - ② 市長が登録対象者（本人）の生命、身体又は財産の保護のために必要があると認める場合に、警察機関、消防機関、医療機関、福祉事務所又は緊急連絡先兼情報開示者から登録情報の開示の請求があったときは、市に登録した下記 1 と 2 の終活情報を、市が開示すること。
 - ③ 登録対象者（本人）が病気、事故等により意思表示ができなくなるときに備え、市に登録した下記 1 から 3 までの終活情報を、市が市消防局に共有すること。
 - ④ 市が住民基本台帳の情報を参照すること。
 - ⑤ 登録対象者（本人）が市外へ転出した日又は死亡した日から 5 年を経過した年度の末日に、市が登録を廃止し、登録情報を廃棄すること。
 - ⑥ 市は、上記①又は②の登録情報の開示の請求について、月曜日から金曜日まで（祝日、振替休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間は受け付け、これ以外の日時は受け付けられないこと。

●登録項目は、自由に選べます。無理のないよう、できる範囲内で記入してください。

●1 から 3 までの情報は、警察機関、市外消防機関、医療機関、福祉事務所又は緊急連絡先兼情報開示者
に開示し、松山市消防局へ共有します。

1 本人の基本情報

住 所	〒 ー				
フリガナ					
氏 名					
電話番号	ー ー		() ー		
生年月日	T・S・H・R・西暦 年 月 日			血液型	
戸 籍	本籍地		筆頭者		

●本人と登録申請者が異なる場合は、「12 登録申請者」を記入してください。なお、この場合、「5 終末期の医療に係る意思表示に関する情報」、「6 臓器の提供に係る意思表示に関する情報」、「10 遺言書の保管場所等に関する情報」及び「11 その他自由登録事項」を登録することはできません。

● 4 から 8 までの情報は、警察機関、消防機関、医療機関、福祉事務所及び緊急連絡先兼情報開示者に開示します。

4 エンディングノートの保管場所に関する情報

保 管 場 所	
---------	--

5 終末期の医療に係る意思表示に関する情報

緩 和 治 療	現在の医療水準では回復が見込めない状態となった場合において、 緩和治療を ☐ 希望しない ☐ 希望する
延 命 治 療	現在の医療水準では回復が見込めない状態となった場合において、 延命治療を ☐ 希望しない ☐ 希望する

6 臓器の提供に係る意思表示に関する情報

☐希望しない ☐希望する → ☐健康保険等資格確認書に記載
☐運転免許証に記載
☐マイナンバーカードに記載
☐その他記載場所（ ）

7 献体に係る意思表示及び当該意思表示をした研究機関等に関する情報

□意思表示をしていない □意思表示をしている
→ (研究機関等名 電話番号)

8 葬儀に係る契約その他の生前契約に関する情報

契約先名等	契約先電話番号	契約内容

9 墓、納骨堂等の所在地に関する情報

●この情報は本人の死後、以下に☑した緊急連絡先兼情報開示者に開示します。

☐No. 1, ☐No. 2, ☐No. 3, ☐No. 4, ☐No. 5

名称又は 管理者		墓地等の略図等
所在地		
管理先 電話番号		

10 遺言書の保管場所等に関する情報

●この情報は本人の死後、以下に☑した緊急連絡先兼情報開示者に開示します。その他の方を指定する場合は【指定情報開示者】欄に記入してください。

☐No. 1, ☐No. 2, ☐No. 3, ☐No. 4, ☐No. 5

☐ 自筆証書遺言 ☐ 公正証書遺言	保管場所	
--	------	--

【指定情報開示者】

フリガナ 氏名	関係	住所	電話番号
		〒 —	

11 その他自由登録事項

●この情報は以下に☑した緊急連絡先兼情報開示者に開示します。

☐No. 1, ☐No. 2, ☐No. 3, ☐No. 4, ☐No. 5

登 録	回答時期	☐ 本人が意思表示できなくなったとき ☐ 本人が死亡したとき
	登録内容	

12 登録申請者

●本人と登録申請者が異なる場合のみ記入してください。

●以下の方が申請する場合は、必ず「2緊急連絡先」にもご自身の連絡先を記入してください。

本人との関係	以下〔 〕内に○をしてください。 本人に成年後見人がおらず、かつ、本人が認知症等の疾病等により意思表示が困難な状況にある場合に限り、②の人が申請できます。また、本人が未成年の場合は、③の人のみが届出できます。それぞれ、本人との関係を証明する書類が必要です。 〔 〕①成年後見人 〔 〕②親族 登録対象者（本人）との関係（ ） 〔 〕③法定代理人		
本人の状況	上記②に該当する場合のみ記入してください。		
住 所	〒 —		
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			
電話番号	— —	() —	

様式第 2 号（第 4 条関係）

緊急連絡先登録同意書

（宛先）松山市長

私は、松山市終活情報登録事業の登録対象者_____の
緊急連絡先として登録されることについて同意します。

記入日	年 月 日
フリガナ	
氏名	本人が自署した場合は、押印不要
生年月日	年 月 日
住所	〒
電話番号	
登録対象者との関係	

○緊急連絡先になった方は、登録対象者について、生命、身体又は財産の保護のために必要があるとき、意思表示できなくなったとき又は死亡したときに、警察機関、消防機関、医療機関又は福祉事務所から問合せが入る可能性があります。

○緊急連絡先の氏名と電話番号は、登録対象者が携帯する登録カードに記載されます。

様式第3号（第5条関係）

登録（変更）年月日： 年 月 日

松山市終活情報登録証

フリガナ		登録番号	
氏名		生年月日	
あなたの情報を、終活情報登録事業に登録します。 松山市長 以下のとおりお知らせいたします。 ・あなたが病気、事故等で意思表示ができなくなった場合に備えて、松山市終活情報登録事業実施要綱第6条の規定により、下記1から3までの登録情報を、市消防局へ共有します。 ・あなたが病気、事故等で意思表示ができなくなった場合、死亡した場合又は市長があなたの生命、身体若しくは財産の保護のために必要と認める場合において、松山市終活情報登録実施要綱第7条の規定により、警察機関、消防機関、医療機関、福祉事務所又はあなたが指定した緊急連絡先兼情報開示者等から情報の開示の請求があったときは、市があなたに代わり、開示の対象となる登録情報を開示します。 ・登録情報に変更が生じた場合には、市長に変更の届出が必要です。 ☐ 1 本人の住所、氏名、電話番号、生年月日、血液型及び本籍地 ☐ 2 緊急連絡先兼情報開示者に関する情報 ☐ 3 かかりつけ医、アレルギー、既往症等に関する情報 ☐ 4 エンディングノートの保管場所に関する情報 ☐ 5 終末期の医療に係る意思表示に関する情報 ☐ 6 臓器の提供に係る意思表示に関する情報 ☐ 7 献体に係る意思表示及び当該意思表示をした研究機関等に関する情報 ☐ 8 葬儀に係る契約その他の生前契約に関する情報 ☐ 9 墓、納骨堂等の所在地に関する情報 ☐ 10 遺言書の保管場所等に関する情報 ☐ 11 その他の自由登録事項			
市役所の問合せ先 松山市役所 電話： 受付時間：			

様式第 4 号（第 5 条関係）

 松山市終活情報登録カード		緊急連絡先	
登録番号 私は、松山市に終活情報を登録しています。 万一の際には、裏面に記載の問合せ先が登録情 報を回答します。 氏名			
		市役所の問合せ先 松山市役所 電話： 受付時間：	

様式第 5 号（第 8 条関係）

松山市終活情報登録（変更・廃止）届出書

年 月 日

（宛先）松山市長

松山市終活情報登録事業実施要綱第 8 条第 1 項の規定により登録を（変更・廃止）したいので、以下のとおり届け出ます。

フリガナ		住 所	〒 ー
氏 名			
生年月日	年 月 日	電話番号	

（変更・廃止）日	
変更の内容	
備考	

● 本人と（変更・廃止）届出者が異なる場合は、記入してください。

本人との関係	以下〔 〕内に○をしてください。 本人に成年後見人がおらず、かつ、本人が認知症等の疾病等により意思表示が困難な状況にある場合に限り、②の人が届出できます。また、本人が未成年の場合は、③の人のみが届出できます。それぞれ、本人との関係を証明する書類が必要です。 〔 〕①成年後見人 〔 〕②親族 登録対象者（本人）との関係（ ） 〔 〕③法定代理人		
本人の状況	上記②に該当する場合のみ記入してください。		
フリガナ		住 所	〒 ー
氏 名			
生年月日	年 月 日	電話番号	ー ー

松山市終活情報登録廃止決定通知書

年 月 日

様

松山市長

年 月 日付けで提出された松山市終活情報登録廃止届出書に基づき登録を
廃止したので、ここに通知します。

登録対象者	氏名 (生年月日 年 月 日)
登録年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日